

# 令和4年度富山市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

## 1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）  
指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援  
指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）  
指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援

## 3 報告対象事業者

- (1) 障害者総合支援法第76条の3第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）又は児童福祉法第33条の18第1項（同項に規定する厚生労働省令で定めるときを含む。）の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、この要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
- (2) 障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

## 4 基準日

令和4年4月1日

## 5 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 6 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
別添1の基本情報及び別添2の運営情報
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者  
別添1の基本情報

## 7 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)を通じて市長に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告を認めるものとする。

## 8 報告の開始日

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
令和4年5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者  
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

## 9 報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
令和4年7月31日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者  
指定障害福祉サービス等の指定を受けた日から2か月以内

## 10 障害福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者  
令和4年9月下旬
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者  
令和4年9月下旬又は報告後2か月以内のいずれか遅い日

## 11 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

報告は、原則として年1回とする。ただし、法人又は事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス及びメールアドレスについて、修正又は変更があった場合は、その都度、報告するものとする。

## 12 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、報告し、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けるものとする。

## 13 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、次のとおりとする。

〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
富山市福祉保健部障害福祉課企画係  
(TEL) 076-443-2254 (FAX) 076-443-2143

## 14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。